

小児用肺炎球菌(沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン)について

～ 予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

1. 病気の説明

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因のひとつです。この菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、飛沫感染により伝播します。小児では無症状のまま上咽頭に保菌している場合が多いとされていますが、抵抗力の低下や、粘膜バリアの損傷などにより菌が体内に侵入すると、時に細菌性髄膜炎、菌血症・敗血症、肺炎、中耳炎といった病気を起こします。

また、肺炎球菌には複数の血清型があり、肺炎球菌による感染症に罹患しても、以降の感染を防止することのできる免疫の獲得は期待できず、繰り返し感染することがあります。

肺炎球菌による感染症は、2歳未満の乳幼児、特に0歳児での発症のリスクが高いとされており、日本での罹患者数は、5歳未満小児人口10万人あたり年間約1,200件が報告されています。また、肺炎球菌性髄膜炎の予後は、治癒88%、後遺症10%、死亡2%であったと報告されています。

2. ワクチンの概要

国内における肺炎球菌性疾患の主な要因となる13種の血清型に起因する感染症の予防効果が期待できます。

ワクチンは、2カ月齢以上になれば受けられます。標準的接種スケジュールは、初回免疫として生後2カ月から7カ月になるまでに接種を開始し、27日以上間隔をあけて3回接種します。ただし、3回目の接種は1歳未満までに完了します。追加免疫は3回目の接種から60日以上間隔をあけて、かつ1歳になってから1回接種します。標準として12カ月から15カ月の間に行います。

なお、標準的スケジュール以外では、以下のとおり接種をします。

- ・生後7か月～1歳未満で接種を始めた場合…初回2回を27日以上間隔をあけて生後13カ月になるまでに接種し、2回目から60日以上間隔をあけて生後1歳以降に追加接種を1回します。
- ・1歳～2歳未満で接種を開始した場合…60日以上の間隔をあけて2回接種します。
- ・2歳～5歳未満で接種を開始した場合…1回接種をします。

なお、医師が必要と認めた場合には、三種混合などの他のワクチンと同時に受けることができます。同時接種を希望する場合は、かかりつけ医に御相談ください。

3. ワクチンの副反応

小児用肺炎球菌ワクチンの接種後に、他のワクチン接種でもみられるのと同様の副反応がみられることがありますが、通常は一時的なもので、数日で消失します。接種時の副反応としては、国内臨床試験の集計結果によると、以下のものが挙げられます。また、まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病等が報告されています。

	10%以上	1～10%	1%未満	頻度不明
皮膚		じんましん、発疹		血管性浮腫、じんましん様発疹、多形紅斑
呼吸器		感冒(鼻咽頭炎等)		呼吸困難、気管支痙攣
注射部位	紅斑(84.0%)、腫脹(69.7%)、疼痛・圧痛(28.2%)	硬結		皮膚炎、搔痒感
消化器	食欲減退(31.4%)	下痢	嘔吐	
血液				注射部位に限局したリンパ節症
精神神経系	傾眠状態(52.1%)、易刺激性(45.2%)、不安定睡眠(38.0%)		泣き	筋緊張低下、対応性低下症
その他	発熱(71.3%)			

4. 予防接種を受けに行く前に(一般的注意)

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さんは、以下を注意の上、当日に予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ① 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんとかわったところのないことを確認してください。予防接種に連れていく予定をしても、体調が悪いと思ったら、かかりつけの医師に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ④ 予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
- ⑤ 接種を受けるお子さんの日ごろの健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

なお、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます。)をしているお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。急性で重症な病気で薬をのむ必要のあるような人は、その後の病気の变化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分または破傷風トキソイドで、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方。「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関(施設)でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡とれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日はげしい運動はさけましょう
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

○ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要な場合、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○ 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

○ 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等がこととなります。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。

※ 最新の情報については、福生市ホームページで随時更新しております。こちらについても是非ご覧ください。